

令和 5 年 1 月 5 日
消費者庁消費者制度課
消費者庁地方協力課

「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関する
意見募集の結果について

1. 意見募集対象

- ・「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」
- ・「独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」
- ・「独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集期間

令和 4 年 12 月 16 日（金）から令和 4 年 12 月 22 日（木）まで

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトに掲載

(3) 意見提出方法

インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）、電子メール、郵送

3. 意見総数

16 件

4. 意見の概要と意見に対する考え方

別紙のとおり

※なお、意見募集後に、消費者契約法施行規則第 30 条第 1 項第 2 号につき形式的な修正を行いました。

「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関する意見の概要及び当該意見に対する
消費者庁の考え方

意見の概要	意見に対する考え方
消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案） 関連	
第 30 条・第 31 条 関連	
消費者契約法施行規則の一部の改正（消費者契約法施行規則 30 条、31 条関係）は、いずれも賛成である。	賛成の御意見として承ります。
<p>消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令 第三十条</p> <p>二（略）住所（当該適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センターから次条第一項第二号に掲げる情報の提供を受けようとする場合にあっては、同号に規定する事案を特定するために必要な事項）</p> <p>について、みだりに情報提供が行われないよう以下のように限定。</p> <p>二（略）住所（当該適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センターから次条第一項第二号に掲げる情報の提供を受けようとする場合にあっては、同号に規定する事案を特定するために必要最小限の事項とする）</p>	消費者契約法施行規則第 30 条第 1 項各号は、適格消費者団体が消費者契約法第 40 条第 1 項の規定による情報の提供を受けようとする場合の申請書に関し、その記載事項を定めるものです。情報提供の対象を定める規定ではありません。
30 条 4 項 ・ ・ 改正不要	消費者契約法第 40 条第 1 項が改正され、独立行政法人

	<p>国民生活センターから適格消費者団体に提供できる情報の範囲が拡大されることに伴い、消費者契約法施行規則第 30 条第 4 項が「消費生活相談に関する情報」について定めた規定であることを明確にするため、同項の改正を行うこととしております。</p>
<p>改正前の文章のままがいいと思います。 【※第 30 条第 7 項についての御意見】</p>	<p>消費者契約法第 40 条第 1 項が改正され、独立行政法人国民生活センターから適格消費者団体に提供できる情報の範囲が拡大されることに伴い、消費者契約法施行規則第 30 条第 7 項において個人情報の保護に留意すべきとされている消費者の範囲も拡大するため、同項の改正を行うこととしております。</p>
<p>「独立行政法人国民生活センターの消費生活相談に関する情報の内、次に掲げる情報」のように、下線部の表現を足した方が良いでしょう。 【※第 31 条第 1 項第 1 号についての御意見】</p>	<p>条文の文言は、法制上の検討を踏まえ、改正案のとおりとしております。</p> <p>なお、お示しいただいたとおり、改正案の消費者契約法施行規則第 31 条第 1 項第 1 号は、消費者契約法第 40 条第 1 項の内閣府令で定める情報が、独立行政法人国民生活センターの消費生活相談に関する情報のうち、同号イ及びロに掲げる情報であることを定める規定です。</p>
<p>ひらがなの「もしくは」にして頂きたいです。 【※第 31 条第 1 項第 2 号についての御意見】</p>	<p>御指摘の箇所は、法制上の検討を踏まえ、「若しくは」と表記してあります。</p>
<p>31 条 1 項 2 号には「これらの手続の実施に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」という限定が付されているが、むしろ、「これらの手続の実施に支障を及ぼ</p>	<p>独立行政法人国民生活センター法上の和解仲介手続及び仲裁手続の実施に支障を及ぼすおそれがないものについて情報提供できるとすることで、これらの手続によ</p>

<p>すおそれがあるものを除く。」として、積極的に弊害が予想される場合に限って例外的に不提供とするべきである。</p>	<p>る柔軟な紛争解決が実現すると考えられるため、原案のとおりとしております。</p>
<p>独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令（案） 関連</p>	
<p>第 18 条 関連</p>	
<p>独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）第 18 条の改正案に賛成します。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p>
<p>A D R の迅速化のため、和解仲介手続等の実施期間を 3 月以内とすることは理解できるものの、利用者がおかれている不安定な立場を考えると、より短い改正前の半分となる 2 月以内としてもよいかと考えられる。 （注：このほか同趣旨の御意見が他にもありました。）</p>	<p>今般の独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）は、「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 99 号）」における独立行政法人国民生活センター法（平成 14 年法律第 123 号）の改正において、独立行政法人国民生活センターにおける重要消費者紛争の解決のための和解の仲介及び仲裁の手続に関し、独立行政法人国民生活センターに置かれた紛争解決委員会は、適正かつ迅速な審理を実現するため、計画的に実施しなければならないと規定されたことを踏まえ、独立行政法人国民生活センター法施行規則第 18 条第 1 項中「4 か月」とあるのを「3 か月」とするものです。</p>
<p>改正案のうち、紛争解決委員会の手続実施期間に関する規定（施行規則 18 条）については、現行の「4 ヶ月」を「3 ヶ月」に短縮する案となっておりますが、反対です。ADR における迅速な解決のメリットを否定するものではありませんが、近年の消費者紛争は複雑多様となっており、時間も相応に要する状況です。特に消費者は事業者と比べた場合に交渉力、情報力等において圧倒的に弱い立場にあり、事業者との間における紛争解決のためには、仲介委員からの助力を前提にしたとしても一定程度の時間を要します。他方、事業者側においても、出頭した担当者が与えられている裁量は思いのほか少なく、組</p>	<p>上記の消費者契約法の改正及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和 4 年法律第 105 号）」の制定により、今後、重要消費者紛争解決手続の利用を希望される方の増加も想定されることから、適正か</p>

<p>織内でのすり合わせ等にそれなりに時間を要すること、双方にとって納得のいく和解の成立のためには、現状程度の期間が望ましいと考えられます。</p> <p>(注：このほか同趣旨の御意見が他にもありました。)</p>	<p>つ迅速に手続を進め、消費者被害の救済の実効性を向上させる必要があることを踏まえたものです。</p> <p>もつとも、独立行政法人国民生活センター法施行規則第 18 条第 1 項は努力義務であり、かつ、「当事者の合意がある場合又は特別の事情がある場合を除き」という例外事由もあることから、審理を「3 か月」以内に終わらせることが困難であることにつき合理的な理由がある事案等については、必ずしも「3 か月」ととられることなく、可能な範囲で適正かつ迅速な審理を行うことが期待されます。</p>
<p>改正後の〈和解仲介手続等の実施の期間〉の第 18 条内 2 行目の「三月以内」は「三ヶ月以内」とした方がよい。</p>	<p>御指摘の箇所は、他の法令の規定との整合性も勘案した法制上の検討を踏まえ、「三月以内」と表記していますが、その趣旨は「3 か月以内」です。</p>
<p>第 36 条関連</p>	
<p>(改正に) 賛成である。ただし、情報が消費者に届く方法を検討してほしい。</p>	<p>前段については、賛成の御意見として承ります。後段については、今後とも効果的な情報発信の在り方を検討し、取り組んでまいります。</p>
<p>今般の法改正によって、「消費者紛争の当事者である事業者の名称その他の内閣府令で定める事項を公表することができる」ことが明示され、これを受けた施行規則の改正案では、事業者の商号や名称等が規定されています。</p> <p>現に発生している消費者紛争の当事者とはなっていない</p>	<p>御指摘の「現に発生している消費者紛争の当事者とはなっていないのですが、消費者被害をもたらしている事業者がいた場合は、その事業者の商号や名称等」及び消費者紛争の対象である「商品や役務の名称」については、独立行政法人国民生活センター法施行規則第 36 条 3 号の「消費者紛争の予防及び防止に関し参考となる事項」</p>

いのですが、消費者被害をもたらしている事業者がいた場合は、その事業者の商号や名称等も施行規則の改正案第36条第3号の「消費者紛争の予防及び防止に関し参考となる事項」に当たって公表対象になり得るという理解でよいでしょうか。また、商品や役務の名称も、同号の「消費者紛争の予防及び防止に関し参考となる事項」に当たって公表対象になり得るという理解でよいでしょうか。

に該当し、公表の対象となり得ます。

その他

次回からで良いので、意見提出までの期間を30日より多く確保するようにして頂けると助かります。

今後の施策の検討において参考とさせていただきます。